

The Influence of Penal Populism on Australian Criminal Policy

Takashi Furukawa

Otemon Gakuin University

Abstract

This paper focused to how the penal populism impacts on Australian criminal policy. In 2007 AuSSA survey reported the relationship between the crime and citizens' attitudes and mass media and concluded the principle of criminal policy in Australia. We should not ignore the New Zealand influence on aggressive influence on penal populism in Australia.

Author believes the impact of social treatment from New Zealand will find the solutions to Japanese society, especially solutions for probation services and social work practices.

Key words : Criminal policy, Penal populism, AuSSA Survey, New Zealand, work practice, probation service

厳罰化とオーストラリアの刑事政策への影響

古川 隆 司

追手門学院大学

はじめに

被害者に焦点を置くマスコミの犯罪に関する報道は、犯罪および容疑者・罪をなした者に対する憎悪を強調し、その結果刑事政策における犯罪者処遇にも大きな影響をもたらす。この傾向が過剰に進む傾向を *penal populism* といひ厳罰化の訳語が当てられている。これまで論じてきた犯罪者の刑事処分と社会内処遇や社会復帰などは、制度の整備や専門職の実践だけで成り立つものではなく、地域社会や一般市民の協力が不可欠である（染田 2006, 古川 2008, 古川 2010）。厳罰化は、これに対して強い向かい風となるが、同じオセアニアのニュージーランドは厳罰化の影響を強く受けている国である（Platt = 本田 2009）。ではオーストラリアの刑事政策は厳罰化の影響をどのように受けてきただろうか。

われわれはオーストラリアにおける触法障害者の社会内処遇や社会復帰から多くを学び、新たな取り組みにつなげている。他方、厳罰化は日本でも進んでいるとされる（西村 2008, 浜井 2009）。この中で、罪をなした者の社会的処遇を考え直すべき点で、オーストラリアから得るべき示唆があると私は考える。本論はオーストラリアにおける厳罰化の影響を概観しつつ、日本への示唆を得ることとしたい。

1. 厳罰化とオーストラリアへの影響

(1) 厳罰化

「Penal Populism」を直訳すると刑罰のポピュリズムとなる。大衆化を意味していたポピュリズムは近年、大衆に迎合する政治やマスコミの姿勢というネガティブな意味で用いられるようになり、本論でもこの意味で厳罰化をとらえる。これは、マスコミが劇場的な犯罪報道を繰り返すこと（治安悪化キャンペーン）によって、治安が悪化したという市民意識と犯罪・犯罪者への否定的で情緒的な反応が醸成され、刑事政策に対する批判と専門家の意見や統計的事実より「法と秩序」が過度に強調された犯罪対策が重視されるという傾向をさす（浜井 2009）。

これは 1990 年代以降先進国で共通の傾向であり（Pratt 2007, 浜井 2009）、刑事政策に関

表1 連邦および各州の刑事政策に関する制定・改正法令

Commonwealth	1995	Criminal Code Act (revision)
	2000	Criminal Code Amendment (application) Act
	2001	Australian Securities and Investments Commission Act
	2003	Legislative Instruments Act
	2010	Crimes Legislation Amendment (Serious and Organised Crime)
Capital territory	1997	Protection of the Environment Operations Act
	2002	Criminal Code Act (revision)
Northern territory	2005	Criminal Code Amendment (Criminal Responsibility Reform) Act
South Australia	1994	Domestic Violence Act

※Odgers (2010) 等をもとに筆者作成

する法令の制定が近年続いているところからみると、オーストラリアでも同様の傾向にあると見てよいらる (表1)。

(2) 厳罰化の契機と背景

厳罰化の契機となっているのは、凶悪犯罪と被害者への同情が寄せられること、警察や刑事司法の失策などがある。日本では1997年の神戸児童連続殺傷事件をきっかけにした少年司法の厳罰化を求める動きと少年法改正、2001年の大阪教育大付属池田小学校における連続児童殺傷事件は、精神疾患の治療歴や精神障害のある者に対する心神喪失者医療観察法の制定へつながった。また1999年の山口県光市母子殺人事件では、妻と子を殺された被害者男性がマスコミで意見を表明し、犯罪被害者のための法整備へつながった。

オーストラリアでも以下のような例が示せるだろう：

①1985年に国連の「犯罪被害と虐待に対する宣言」を批准したが国内法の整備がなされていないことに対し、ニュージーランドの動向を踏まえ被害者組織が運動を始めてVSA (Victims support of Australasia) が結成、1994年にVictims of Crime Actの制定につながった。

②2006年に当時19歳のBrodie Panlockがストーカー被害の末殺された事件をきっかけに、ヴィクトリア州でBullying Law (通称Brodie Act) とStalking Intervention Orders Act 2008およびPersonal Safety Intervention Orders Act 2010の制定につながった。

これらは凶悪犯罪の処罰のあり方に対する一般市民の厳しい反応や、被害者のおかれた状況への同情がマスコミや当事者の活動などによって州や連邦の政治化を動かしたものであ

る。だが、Brodie Act のようなストーキングへの対策、また南オーストラリア州における 1994 年の DV 対策法制定は、近年他の先進国でもみられる犯罪や立法である。その背景として、たとえば携帯電話の普及といったメディア環境の変化や家族関係の多様化、さらに 1990 年代以降急速に進んだグローバル化により人・モノ・金の移動が国際化したこともその背景にあると考えられる。アジア系住民や留学生が被害者となる犯罪の急増は、人種差別などに根ざすヘイトクライム (hate crime, 憎悪犯罪) の現われである (Shaw and Barchechat 2002)。

だが、犯罪をめぐる一般市民やマスコミのエモーショナルな反応さらに政治の対応が、刑事司法当局や専門機関の取り組みを軽視するものであったか、単純に結論づけることもできない。オーストラリアの政治状況について筆者は専門外であるが、連邦政府で労働党政権が長期に続いている中で急激にポピュリズムに傾斜するとは考えにくい。さらに、後述するように、市民の参加を求めるような更生保護の取り組みも進んでいるからである。

2. 調査報告から見た厳罰化と刑事司法の影響

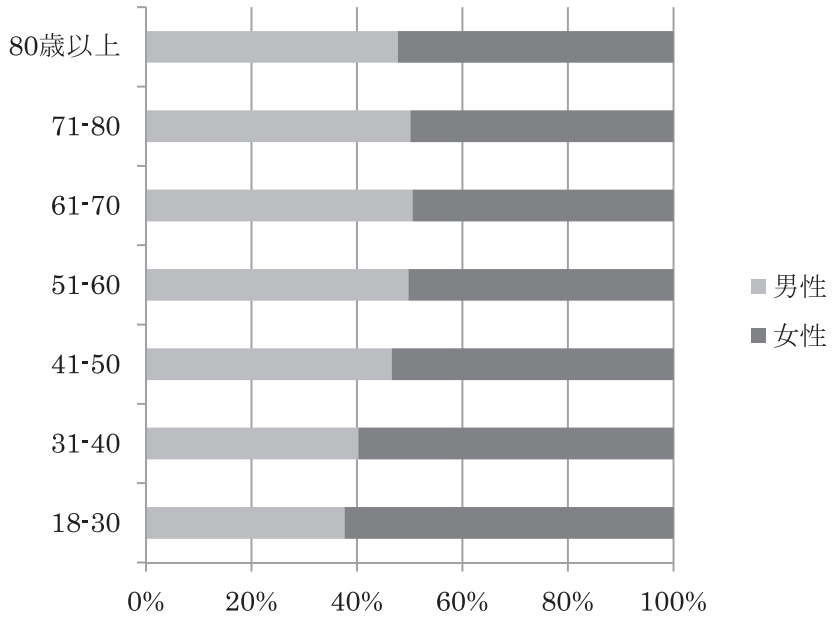
(1) 犯罪や刑事司法に対する意識調査

刑事司法や犯罪に対する厳罰化の影響が一定程度窺えるなかで、一般市民の意識を刑事司法や専門家はどのように分析しているかが重要になってくる。ここでは、AIC が公表した調査報告書「What Australians think about crime and justice: results from the 2007 Survey of Social Attitudes」(以下、AuSSA) を用いて考察していくこととする。本調査は、オーストラリア国民 20000 人をランダムサンプリングして質問紙を郵送し 2007 年に実施、有効回答は 40 %であった。回答者の属性は以下の通りである (図 1)。

結果のサマリーを概観する。まず「犯罪の認知」については、成人の 8 人に 1 人が犯罪を目撃し、薬物やテロがオーストラリア社会で最も深刻な脅威と考えている。犯罪に関する情報源はテレビやラジオ・新聞などであり、8 割近くがこれらの情報を重視している。しかし、ほとんどが犯罪や刑事処分に対する不正確な情報にとどまっている。他の調査研究にもとづけば、この結果は過大な犯罪認知と過小な犯罪を為した者の処分に対する認識である。刑事政策による支援としては電話相談・路上や街角での職務質問などがあげられる一方、刑事施設の被収容者の苦役は軽減すべきでないとの意見が過半数を占めている。

また「犯罪に対する意識」として、男性より女性の方が犯罪に対する意識が高い。地域における不良行為へ関心が薄いものの、犯罪被害を受けることを恐れている。関心の高い犯罪被害としてクレジットカード詐欺や窃盗があげられている。これら犯罪への怖れは、刑事政策と処罰への信頼の低下に関連している。

1) 性・年齢別



2) 所得階層別 (単位：豪ドル)

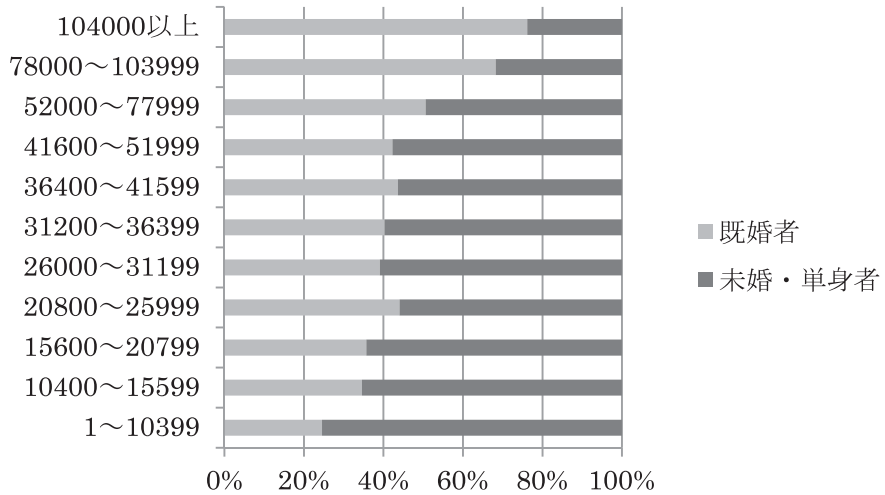


図1 AuSSAの回答者属性 ※同報告書(AIC 2009)より作成

「刑事政策の組織」について、大半の国民は政府が国内の犯罪対策が必要ととらえ、7割近い国民が警察・法整備への支出増加を支持する。また警察が速やかに犯罪解決をしていると7割以上が考えている半面、組織的な不正があると信じている。また裁判所については6割以上が被告の権利は守られていると考え、約半数が被害者の権利や公正さが保たれている

と考えている。一方刑事施設については被収容者の更生や刑罰のあり方・矯正教育への信頼は低い。

ここから厳罰化の影響を考えるため、調査結果のうち、犯罪に対する意識と刑事政策に対する信頼に焦点を置いてみていくこととする。

(2) 調査結果

調査項目は、「政府と犯罪抑止」「犯罪に関するメディア情報」「犯罪に対する意識」「警察活動」「裁判所」「刑事施設」「刑事政策に対する信頼」「法制度」に関するものである。

まず刑事政策に関する項目をみていく。優先順位として、調査結果では健康・教育分野に次いで警察や法制度が重視されるべきだという意見が強い。これは、政府が犯罪抑止を十分できている（1.7%）、「まあ出来ている」（30.7%）を加えた肯定群より、「どちらともいえない」（38.2%）のほうが高いところからみると、より刑事政策や治安を重視するべきだという国民の意識を反映している。だが本調査では犯罪対策にテロリスト対策も含めていることも影響していると考えられる。

次に犯罪に対する意識をみると、緊急に対応を求める対策は、犯罪被害への怖れに対する日常的な警察活動等への希望が強いようである。犯罪被害への怖れを抱く罪名としては、クレジットカード情報を盗まれること（50.9%）、家屋侵入（49.5%）、クレジットカードの盗難（45.5%）、インターネットを通し個人情報が盗まれること（40.3%）が、「強く思う」・「やや思う」という回答群の和で過半数以上かこれに近い。また、たとえば薬物の違法取引など地域社会で日常的にみられる犯罪に対する取り締まりの強化が重要だとする回答もこの傾向を裏付けている。反面で市民が目にする地域社会で違法な廃棄・落書き・過剰な飲酒などは重大な問題だと考えないと考える割合が高く、治安に対する回答者の認識が調査者の意図とは逸れていることも考えられる。

これらの意識に影響を及ぼす要素として、犯罪や刑事司法に関する情報源の回答結果は興味深い。「大変重要」・「やや重要」の回答群の和をみると、サマリーにあげられる通り、テレビ・新聞・ラジオなどのマスメディアが8割近い。これらに次いで高いのは、家族や友人からの情報で、6割近くを占めている。これは、いわゆる「口コミ」の情報が一定程度犯罪に対する意識につながっていることを示唆している。

最後に刑事司法手続に関わる調査結果をみておく。まず裁判であるが、刑事裁判に対し信頼を抱く項目について「強く信頼する」「やや信頼する」の回答の和で上位にあがるのは、弁護人の権利、裁判の公正さ、被害者の権利、という順である。だが刑事施設など矯正組織に対しては、被収容者の更生・刑罰の形態・再犯の抑止・矯正教育や訓練のいずれの項目でも「強く信頼する」「やや信頼する」の回答の和で過半数を超えるものはなく、逆に「信頼できない」と考えるものが全ての項目で過半数を占めている。地域別での集計結果において

も違いはなく、比較的犯罪発生の認知が高い地域であれ低い地域であれ、信頼できる組織は警察・裁判所・刑事施設という順なのである。

(3) 本調査報告のまとめ

これらの結果から報告書は、オーストラリアで犯罪や治安に関する国民の意識が依然高いこと、大多数がマスメディアを通じて犯罪や刑事政策に関する情報を得ていること、とくに関心の高い犯罪としては日常的に認知するようなドラッグ、またテロリズムがあがっていることに特色を見出している。ここから、日常的な対策を通じて刑事政策への信頼が醸成されるため、さまざまな対策の可能性があると結論付けている。

以上を通して、本調査が展望する刑事政策のあり方としては、日常的な対策の充実とその情報公開を通し、体感治安を改善することを重視していることが窺える。

3. 考 察

(1) 厳罰化の影響

他の先進各国と同様、オーストラリアも急速なグローバリゼーションの中で国際的な経済活動が広がり、政治的な関わりからテロリズムへの脅威を受けた。刑事政策は、警察活動や治安維持などと重なり合うため、AuSSA の調査結果でもテロ対策が浮上している。オーストラリアが東南アジアと海洋を通じた関わりがあり、過去 20 年をみても、軍事面で同盟関係にある米国での同時多発テロ事件だけでなく、この地域で起こったテロ事件・地域紛争が身近に受け止められたことも影響したのだろう。

国内に目を移しても、テロリストに対する監視や犯罪抑制が外的な要因として、カナダや英国に見られるような「監視社会」といわれるような過剰な治安対策が国民に受け入れられると考えられる。しかし裏返せば内的な要因として国民が身近にある不安を、たとえばアジア・アフリカ系住民・在留者や特定の宗教信者などに求めていくことでもある。その現れの一つがヘイトクライムであり、また地域社会での警察活動の強化を支持する国民の意識につながっているとみることは可能だろう。いずれもグローバリゼーションに遠因を求めるのはやや単純すぎるし、また社会に根ざす民族や人種による差別的な意識のみに関わらせて考えるのも、些か拙速である。だがニュージーランドのように犯罪人口に占めるマオリの割合が高い場合、これは日本でも東アジア諸国の国籍保持者の占める割合が一定程度なのと同様、犯罪への恐れと結びつけられてステレオタイプ化される傾向がありうるともいえよう。しかし、本調査ではオーストラリアの先住民に関する記述は見当たらない。

日常的な治安対策を支持する意識が、犯罪認知における特定の罪種などに向けられている可能性はどうか。ドラッグに関わる住民の認知が高いことは、たとえば警察等への期待とし

てあらわれるし、ドラッグの服用・中毒状態における犯行などであれば刑事裁判での量刑や刑事施設での処遇を厳しくするべきという意識につながる。調査結果はこの傾向を示している。結果的に、これらが犯罪歴のある者の社会復帰において、大きな障壁となることは言うまでもない。

(2) 刑事司法や専門家の意見

これに対し、AICによる犯罪と刑事司法に関する広報活動は、一般市民への専門的な対応の強化といえる。広い国土のオーストラリアでは、以前から多様なメディアを用いた教育・行政サービスが普及しており、ウェブサイトの普及にもとづいて刑事司法当局や専門機関が、犯罪と刑事司法の対策についての啓発活動を行ってきたことは、厳罰化に傾斜しがちな社会への働きかけであるとみるべきだろう。

しかし、厳罰化の影響は保守的な政治組織や政治家だけでなくリベラル政党にも同様の影響を及ぼすと Pratt は主張する (Pratt 2007)。オーストラリアは労働党政権が続いてきたが、その影響はどうか、ここでは容易に判断できない。だが政府系のシンクタンクによる適切な広報活動が、国民よりも政治家に影響することは期待できるかもしれない。

少なくとも刑事処分や更生保護に対する国民の意識が高くないという調査結果は、しかし今に始まったものでない。だとすれば特定の、国民の多数が同情し情緒的な反応を示すような犯罪の被害を中心とした、限定的な厳罰化の影響があるとも考えることもできるだろう。だが、調査結果だけで見るとも限界があり、今後の考察につなげることにしたい。

小 括

厳罰化の影響を考えると、刑事政策だけでなくマスコミ・マスメディアや政治の動向、さらに社会的な民族・人種問題など多面的な側面が必要である。本論では、AuSSAの調査に限定して考察したことで、少なくともオーストラリアの刑事政策が受けている（であろう）厳罰化の影響を素描し、今後検討を進めていくことの糸口が見出せたに過ぎない。

刑事政策は、少なくとも社会的排除の手段ではなく、社会の治安を回復することを目的にしている。ここには罪をなした者の贖罪と更生、罪をなした者と被害を被った者との関係の回復を通じた、社会の寛容にたいする価値が表明されている。国民が求め期待する政策が必ずしも良策でないのは、他の論者も考えるように、しばしばポピュリズムの手段に用いられる事で政策の基盤的価値が歪められるためである。筆者が関心を寄せるのは、社会的な不平等状態に陥りがちな人びとであるが、刑事政策と社会福祉という社会制度がそれぞれの文化的背景に根ざすものである以上、本論のテーマは、単純な制度や政策動向に対する考察にとどまらない深い課題である。今後、継続して考察を深めることにしたい。

参考文献・資料・ウェブサイト

- ・ 日本犯罪社会学会編 (2009) 『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』 現代人文社
- ・ 染田恵 (2006) 『犯罪者の社会内処遇の探求－処遇の多様化と修復的司法』 成文堂
- ・ 浜井浩一 (2009) 「グローバル化する厳罰化とポピュリズム」 (日本犯罪社会学会編 (2009: 1-15))
- ・ 古川隆司 (2008) 「オーストラリアにおける犯罪者の社会内処遇と日本への示唆」 追手門学院大学オーストラリア研究紀要 34, 75-86
- ・ 古川隆司 (2010) 「オーストラリアにおける社会内処遇の条件」 追手門学院大学オーストラリア研究紀要 37, 89-99
- ・ Margaret Shaw and Olivier Barchecheat (2002) Preventing Hate Crimes : international strategies and practices, International Centre for the Prevention of Crime (URL : www.aic.gov.au/crime_community/crimeprevention/resources/groups.html)
- ・ AIC (2009) What Australians think about crime and justice : results from the 2007 Survey of Social Attitudes (URL : <http://www.aic.gov.au/documents/4/8/A/%b48A3B38B-376E-4A7A-A457-AA5CC37AE070%7drpp101/pdf>) 「2013年12月取得」
- ・ Odgers, Stephen (2010) Principles of Federal Criminal Law (2nd eds.), Lawbook Co.
- ・ Pratt, John (2007) Penal Populism, Routledge
- ・ Pratt, John (= 本田宏治訳 2009) 「ニュージーランドの Penal Populism とその影響について」 (日本犯罪社会学会編 (2009: 39-59))
- ・ Victims of Crimes (URL : www.victimsofcrime.vic.gov.au/)